

東京、昭 47 不 101、昭 49.12. 3

命 令 書

申 立 人 全石油シェル労働組合

被申立人 シェル石油株式会社

主 文

- 1 被申立人シェル石油株式会社は、本命令書受領の日から 1 週間以内に下記の内容を、  
(1)本社においては、縦 55 センチメートル、横 80 センチメートル（新聞紙 2 頁大）、(2)東京、清水、田子の浦、新前橋、松本、浜松、甲府、宇都宮、長野、水戸の各油槽所においては、縦 55 センチメートル、横 40 センチメートル（新聞紙 1 頁大）の大きさの白紙に楷書で明瞭に墨書して、それぞれ見易い場所に 10 日間掲示しなければならない。

記

昭和 46 年 9 月 23 日開催した当社の関東地区油槽所長代行者会議において、貴組合との対決、組合員の脱退について討議し、確認したことは当社の責を負うべき不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。

今後このような不当労働行為を繰返さないよう留意します。

昭和 年 月 日

シェル石油株式会社

代表取締役 B 1

全石油シェル労働組合

中央執行委員長 A 殿

(注、年月日は文書を掲示した日を記載すること。)

- 2 被申立人会社は、前項を履行した時は、すみやかに当委員会に文書で報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 認定した事実

#### 1 当事者等

- (1) 申立人全石油シェル労働組合（以下「組合」という）は、被申立人シェル石油株式会社（以下「会社」という）および関連会社数社に勤務する従業員が組織する労働組合であり、その下部に東京支店管内の従業員で組織する東京支部など 17 支部がある。そして、昭和 47 年 7 月当時の組合員は 1,740 名であったが、現在は 1,146 名である。
- (2) 被申立人会社は、肩書地に本社を、全国各地に支店・営業所を有し石油製品の販売等を業とする株式会社であり、関連会社数社を含め従業員数は約 2,800 名である。
- (3) なお、会社の従業員は別に昭和 47 年 9 月 6 日シェル従業員組合（組合員数約 360 名）を結成している。

#### 2 昭和 45 年以降の労使関係

- (1) 会社と組合との間では長い間、1 月定期昇給・6 月ベース・アップの方式（1-6 方式）で賃金増額の交渉を行なってきたが、昭和 45 年に至り組合の強い要求で、1 月定期昇給・4 月ベース・アップの方式（1-4 方式）に移行することになった。そして組合は、同年春闘では、全国石油産業労働組合協議会の組織する「全石油共闘」に参加し、19 年ぶりのストライキを行なった。
- (2) 同年の春闘終了後の 8 月 25 日、26 日に開かれた東日本地区油槽所長会議の前夜、関東地区油槽所長（組合員）10 名は油槽所長の立場を話し合った末、10 名とも組合を脱退した。

#### 3 代行者会議の開催に至るまでの経過

- (1) 会社は全国 40 数カ所に油槽所を設け、それぞれに油槽所長をおいたが、45 年秋以降すべての油槽所に油槽所長代行者をおくこととなった。

(2) 会社は46年7月、従来一部の地区で開かれていた油槽所長懇談会を制度化し、同年9月5日、6日の両日栃木県川治温泉で関東地区の第1回油槽所長懇談会を開催した。その席上、田子の浦油槽所長B<sub>2</sub>は油槽所の代行者を集めて代行者会議を開くことが望ましいと提案し、全員の賛同も得て、これを同席していたB<sub>3</sub>東京地区業務部長に要請した。同部長はかねがね代行者の自覚を深めさせる機会が必要であると考えていたとして、即座に代行者会議の開催を了承し、早速その準備にとりかかるよう指示した。

#### 4 代行者会議の開催

(1) そこで提案者であったB<sub>2</sub>油槽所長がとりあえず世話役となり、同月23日、24日の両日に横浜の旅館で代行者会議を開くこととし、各油槽所長に対してその旨を通知した。

(2) 23日午後3時の定刻には、関東地区の油槽所長代行者（東京、清水、田子の浦、新前橋、松本、浜松、甲府、宇都宮、長野、水戸）、10名全員が参集した。B<sub>3</sub>部長はもちろんこの代行者会議の主催者として出席を予定していたが、たまたま、10月1日付で他へ転出を命ぜられることとなり、事前の事務引継など多忙であったため欠席し、世話役のB<sub>2</sub>油槽所長が、同部長の代役をつとめることになった。そこで、まず、B<sub>2</sub>油槽所長から同年4月に行なわれた供給業務部門における大巾な組織変更の趣旨や公害対策等について説明し、そのあと自由討議に入り、給与についての意見などが出された。

(3) そのあと、夕食となったが、席上、同年春闘に際して清水分会が中央執行委員会の方針に反対して脱退したことが話題となり、ひいて組合問題についての話し合いが行なわれた。こうして、(ア)組合の現執行体制を正常化するため、東京支店内の同調者と関東地区の各油槽所（分会）が同一歩調をとり、東京支部執行委員会を通じ、中央執行委員会と対決していくこと、(イ)そのため、東京分会が中心となって各分会の意思統一を図っていくこと、(ウ)努力しても組合の正常化が達せられなかった場合は、全分会員の組合脱退もやむを得ないこと等を確認したが、このような話し合いの席にはB<sub>2</sub>油槽所長も終始同席していた。

- (4) そして、B<sub>2</sub>油槽所長は同月 25 日前記(ア)～(ウ)の確認事項をB<sub>3</sub>部長と関東地区の各油槽所長宛に文書で報告した。もっともこの文書についてはその直後B<sub>3</sub>部長の注意や田子の浦油槽所長代行者からの抗議があり、B<sub>3</sub>部長の命によってB<sub>2</sub>油槽所長は上記の確認書を破棄してもらいたい旨を各油槽所長に連絡した。
- (5) 翌 47 年春闘では清水油槽所分会（46 年 12 月 1 日付で組合に再加入）などがストライキ指令を返上し、同年 8 月 15 日横浜支部の組合員数名が組合を脱退し、同人らは 9 月 6 日、前記「シェル従業員組合」を結成し、この前後を通じて各油槽所分会からの脱退者が相次いで同従業員組合に加入した。

## 第 2 判断

### 1 当事者の主張

- (1) 組合は、会社が前記の関東地区油槽所長代行者会議を利用し、これに出席した代行者をして組合の運動方針を批判させ、これと対決する旨を確認せしめ、この確認の内容にもとづいて翌 47 年春闘においては組合員をして組合のストライキ指令の返上、組合からの脱退などを実行せしめたものであると主張する。
- (2) これに対して会社は、(ア)同代行者会議は業務上の理由から開催したもので、会社はその席上、代行者をして前記のような確認をさせた事実はなく、(イ)同代行者会議終了後の夕食のあと、代行者らの間で組合の問題が話し合われたことがあるけれども、それは会社の意図に基づくものではなく、(ウ)スト指令の返上、組合からの脱退なども、もっぱら組合の内部事情によるもので、代行者会議とは何らかのやり取りはないと主張する。

### 2 判断

ところで、

- (1) 会社は代行者らをして前記のような「確認」をさせたことはないという。しかし、会社が前記のような事項の確認について事前に明確な指示を行っていたかどうかはともかく、少くも代行者の話し合いに終始同席していたB<sub>2</sub>油槽所長がB<sub>3</sub>部長、各油槽所長宛に文書で報告したような事項が当日の夕食の席で話し合われたことは明らか

である。

- (2) また、会社は代行者らが組合問題について話し合ったことは会社の意図にもとづくものではないという。しかし、(ア)もともこの代行者会議にはB<sub>3</sub>部長が出席するつもりであったが、業務上の都合で出席できず、代りにB<sub>2</sub>油槽所長が出席して司会したこと、(イ)この会議は会社の正式の会議であって、もちろん会社の費用でまかなわれていること、(ウ)組合問題の話し合いが夕食の席で行なわれたとしても、日常の単なる座談とは同一視しがたいこと、(エ)B<sub>2</sub>油槽所長が「確認」事項について正式に報告書を作成していること等に徴すれば、組合問題についての代行者らの話し合いは、会社に事前にそのような意図がなかったとしても、なお、会社の責任に帰すべき行為である。
- (3) さらに、会社は「確認」の内容を実行せしめたことはないともいう。しかし、会社が主催した代行者会議において「確認」がなされた以上、その行為自体組合の組織への介入であり、その後に生じたストライキ指令の返上などがその「確認」の結果であるか否かを論ずるまでもない。

### 第3 法律上の根拠

以上の次第であるから本件行為は労働組合法第7条第3号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和49年12月3日

東京都地方労働委員会

会長 塚本重頼